●三郷市自治基本条例の構成図

前文

第1章　総則
第１条（目的）　第２条（用語の定義）　第３条（自治の基本理念）

第2章　市民等
第1節　市民等の権利
- 第４条（行政サービスを受ける権利）
- 第５条（情報を知る権利）
- 第６条（参加する権利）
- 第７条（まちづくりの自由）

第2節　市民等の責務
- 第８条（市民等の責務）

第3章　議会
- 第９条（議会の役割及び権限）
- 第１０条（議会の運営）
- 第１１条（議員の責務）

第4章　市長等
- 第１２条（市長の責務）
- 第１３条（市長を除く執行機関の責務）
- 第１４条（市職員の責務）

第5章　市政運営
- 第１５条（市政運営の基本方針）
- 第１６条（総合計画）
- 第１７条（行政改革）
- 第１８条（行政評価）
- 第１９条（政策法務）
- 第２０条（行政手続）
- 第２１条（説明責任）
- 第２２条（応答責任）
- 第２３条（法令遵守及び公益通報）
- 第２４条（組織及び人事）
- 第２５条（危機管理）
- 第２６条（財政運営）
- 第２７条（財産管理）
- 第２８条（監査）

第6章　参加と協働
第1節　情報の共有
- 第２９条（情報の共有）
- 第３０条（情報の提供）
- 第３１条（情報公開）
- 第３２条（個人情報保護）

第2節　参加
- 第３３条（参加する権利の保障）
- 第３４条（参加の対象）
- 第３５条（参加の方法）
- 第３６条（会議の公開）
- 第３７条（参加における配慮）
- 第３８条（政策過程の透明化）
- 第３９条（意見の取扱）
- 第４０条（パブリック・コメント手続）
- 第４１条（学習・調査研究の支援）

第3節　協働
- 第４２条（協働の基本原則）
- 第４３条（協働推進の基盤整備）

第7章　コミュニティ
- 第４４条（コミュニティの尊重）
- 第４５条（コミュニティの連携）
- 第４６条（コミュニティ活動の支援）

第8章　市民投票
- 第４７条（市民投票制度の設置）
- 第４８条（市民投票に関する情報提供）
- 第４９条（結果の尊重）
- 第５０条（委任）

第9章　国、埼玉県、他の地方自治体等との連携
- 第５１条（国及び埼玉県との関係）
- 第５２条（他の地方自治体との関係）
- 第５３条（国際的な関係）

第10章　条例の位置付け及び見直し等
- 第５４条（条例の位置付け）
- 第５５条（条例の検証及び見直し）
- 第５６条（条例の基本理念の普及）

附則